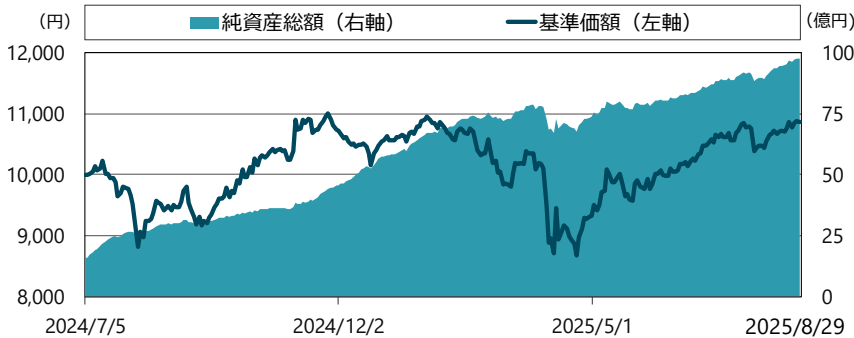


## 基準価額の推移



※ 基準価額は信託報酬控除後のものです。  
※ 当該実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ファンド概要

- 設定日：2024年7月5日
- 決算日：毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日）
- 償還日：2050年4月20日

## 基準価額および純資産総額

|        |         |
|--------|---------|
| 基準価額   | 10,862円 |
| (前月末比) | +70円    |
| 純資産総額  | 97.4億円  |

※基準価額は1万口当たりとなっています。

## ファンド騰落率

| 1ヵ月    | 3ヵ月     | 6ヵ月    | 1年      | 3年 | 設定来    |
|--------|---------|--------|---------|----|--------|
| +0.65% | +10.84% | +4.91% | +13.57% | -  | +8.62% |

※ファンドの騰落率は、基準価額に課税  
前分配金を再投資したものと計算して  
います。設定来については、設定時の基  
準価額10,000円を基準にして計算して  
います。

## 分配金実績（1万口当たり、課税前）

| 2025年4月 | 2026年4月 | 2027年4月 | 2028年4月 | 2029年4月 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 0円      | -       | -       | -       | -       | 0円    |

※分配金実績は、将来の分配金の水準  
を示唆あるいは保証するものではありま  
せん。

## 業種別構成比（マザーファンド）

| 業種             | 構成比   |
|----------------|-------|
| 金融             | 29.1% |
| ヘルスケア          | 16.0% |
| 資本財・サービス       | 13.0% |
| エネルギー          | 9.5%  |
| 情報技術           | 9.3%  |
| 素材             | 7.7%  |
| 一般消費財・サービス     | 5.4%  |
| コミュニケーション・サービス | 4.9%  |
| 生活必需品          | 3.1%  |
| 不動産            | 1.2%  |
| 公益事業           | 0.8%  |

※業種は世界産業分類基準（GICS）の分類に基づきます。  
※上記構成比はマザーファンド株式運用部分の評価金額に対する比率です。  
※上記構成比は小数点第二位以下を四捨五入して表示しており、それを用いて計  
算すると誤差が生じることがあります。

## ポートフォリオ特性値（マザーファンド）

|                              | ファンド   | (参考)<br>米国<br>バリュー株式指数* | (参考)<br>米国株式指数** |
|------------------------------|--------|-------------------------|------------------|
| 予想株価収益率<br>(PER)             | 17.9 倍 | 20.7 倍                  | 28.1 倍           |
| 株価純資産倍率<br>(PBR)             | 2.5 倍  | 2.9 倍                   | 5.2 倍            |
| 1株当たり<br>予想純利益成長率<br>(3-5年先) | 11.8 % | 10.8 %                  | 15.3 %           |

\* 米国バリュー株式指数：ラッセル1000バリュー指数  
\*\* 米国株式指数：S&P500指数  
※ 上記特性値は各組入銘柄の数値を加重平均した値です。  
※ ファンドの実質的な運用を行うニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・  
エルエルシーのデータに基づきます。  
※ 上記は将来の運用成果を約束するものではありません。

## 組入上位10銘柄（マザーファンド）

&lt;組入銘柄数：72銘柄&gt;

|    | 銘柄名                   | 構成比  | 業種             | 概要                                                                                                                                           |
|----|-----------------------|------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ジョンソン・エンド・ジョンソン       | 3.9% | ヘルスケア          | ヘルスケア製品メーカー。ヘルスケア製品を製造し、医薬品、医療機器・診断市場に製品とサービスを提供する。主な製品は、スキンケア・ヘアケア製品、アセトアミノフェン製品、医薬品、診断機器、手術用機器など。世界各地で事業を展開。                               |
| 2  | パークシャー・ハサウェイ          | 3.7% | 金融             | 持株会社。各種事業部門の子会社を保有する。国内向け保険事業を中心に、海外向け再保険事業も手掛ける。鉄道会社、特殊化学品会社、国際的な多角事業団体も運営する。                                                               |
| 3  | JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー | 3.4% | 金融             | 国際的金融サービスおよびリテール銀行業務に従事。サービスには、投資銀行業務、トレジャリーサービス、証券サービス、資産管理、プライベートバンキング、カード会員サービス、商業銀行業務、住宅金融などがある。企業、機関、個人を対象にサービスを提供する。                   |
| 4  | シスコシステムズ              | 3.0% | 情報技術           | ネットワーク機器メーカー。情報テクノロジーとネットワーク関連の各種サービスを提供。企業向けのネットワークセキュリティ、ソフトウェア開発、データコラボレーション、クラウドコンピューティング、その他関連サービスを手掛ける。米国で事業を展開。                       |
| 5  | メトロニック                | 2.9% | ヘルスケア          | 医療診断および治療器具メーカー。主な製品は、徐脈、頻拍性不整脈、心房細動、心不全などの管理、心臓弁置換、悪性・非悪性疼痛、および運動障害などに対応。世界各地で販売する。                                                         |
| 6  | アシュラント                | 2.8% | 金融             | リスク管理ソリューション会社。主な消費者購入品をサポート、保護、および連結する住宅、ライフスタイルソリューションを提供する。モバイルデバイスソリューション、拡張サービス契約、自動車保護のほか、積立葬儀、賃借人、貸主特定住宅所有者保険を提供する。世界各地で事業を展開。        |
| 7  | CRH                   | 2.7% | 素材             | 建築資材メーカー。インフラ、住宅、商業プロジェクト向けに幅広い建築、インフラ、および建設製品を製造・販売する。世界各地で事業を展開。                                                                           |
| 8  | アマゾン・ドット・コム           | 2.6% | 一般消費財・サービス     | オンライン小売会社。多岐にわたる製品を販売する。書籍、音楽、コンピューター、電子機器、その他多数の製品を販売。顧客別にカスタマイズされたショッピングサービス、ウェブ上でのクレジットカード決済、および顧客への直接配送を手掛ける。世界各地でクラウド・プラットフォーム・サービスも提供。 |
| 9  | AT&T                  | 2.6% | コミュニケーション・サービス | 持株会社。通信事業に従事。子会社および関係会社を通じて、市内電話および長距離電話サービス、無線・データ通信、インターネットアクセス、伝言サービス、インターネット・プロトコル（IP）テレビ、衛星放送テレビ、通信機器、電話帳広告、および出版などを手掛ける。               |
| 10 | キャピタル・ワン・ファイナンス       | 2.6% | 金融             | 商業銀行。預金業務のほか、個人用クレジットカード、投資商品、ローン、およびオンラインバンキングサービスを手掛ける。米国バージニア州で事業を展開。                                                                     |

※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。

※上記構成比はマザーファンド株式運用部分の評価金額に対する比率です。

※上記構成比は小数点第二位以下を四捨五入して表示しており、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

## コメント

## 市場動向

米国株式市場では、ベッセント米財務長官やパウエル米連邦準備理事会（FRB）議長などの発言を背景に利下げ再開観測が高まったことから月を通じて堅調に推移しました。

## 運用状況

米国の株式市場に上場している大型株式の中で、企業の本源的価値と比較して過小評価されているとみられる株式のうち、割安で投資妙味が高いと判断した銘柄を厳選し運用を行いました。

当月、米ドルは対円で下落したものの、保有株式が上昇したことから基準価額は上昇しました。

セクター別では、素材や金融などがプラス寄与となった一方で、資本財・サービス、情報技術などはマイナス寄与となりました。

個別銘柄では、CRH、アシュラントなどがプラス寄与となった一方で、アルコン、CSXなどがマイナス寄与となりました。

当月は、ヒューマナ、ロウズなどを新規購入しました。一方でジョンソンコントロールズインターナショナル、パーミアン・リソースなどを全売却しました。

## 運用担当者コメント

2025年後半、投資家は関税政策の行方やインフレの持続性といった課題に直面しています。関税政策については、米国の司法で合法性の審理が始まる予定であり、その動向が米国と各国との通商関係や企業収益に影響を及ぼす可能性があります。また、雇用指標の軟化により利下げ期待は高まっていますが、根強いインフレが金融緩和の余地を狭める懸念も残っています。こうした不確実性の高い中でも、分散した投資アプローチを続けてきた投資家は安定した成果を得ており、今後もその方針を維持することが望ましいと考えます。現在の株式市場が成長株に偏っている中、バリュー株は、分散効果や下落局面での防御力に加え、AI（人工知能）関連銘柄に過度に傾いたポートフォリオ構成を避けるうえでも有効な選択肢です。例えば、米国製造業の復活や設備投資の増加から恩恵が期待されるバリューセクターには魅力的な投資機会が見られます。

市場の変動性やマクロ経済の不確実性が高い状況が続くと予想される中、運用においては、上昇局面では利益を確保し、下落局面では資産を保全できるような、バランスの取れたアプローチを維持することが賢明であると考えます。引き続き、経済のマクロリスクを注視しながら特異な投資機会を捉え、ボトムアップのファンダメンタルズ分析を中心とした一貫性と再現性のある投資プロセスを通じ、「魅力的なバリュエーション」、「強固な財務基盤」、「ビジネスの成長ドライバー」を兼ね備えた銘柄群から魅力的なリターンが期待できる銘柄を中心にポートフォリオの運用を行ってまいります。

## 投資リスク

## 基準価額の変動要因（主な投資リスク）

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

|               |                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク       | 株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。                                                                                                   |
| 株式の発行企業の信用リスク | 当ファンドは、実質的に株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。                                                 |
| 為替変動リスク       | 為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じる場合があります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。 |
| 流動性リスク        | 流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。                                                                             |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クーリング・オフ      | 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 流動性リスクにかかる留意点 | 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。                                                                                                                                                                                                          |
| 収益分配金にかかる留意点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。</li> <li>・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。</li> <li>・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。</li> </ul> |



## 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                           |                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                      | 販売会社が定める単位<br>収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。<br>※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。                                                                                        |
| 購入価額                      | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。                                                                                                                                      |
| 購入代金                      | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                               |
| 換金単位                      | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                           |
| 換金価額                      | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                    |
| 換金代金                      | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。                                                                                                                                          |
| 購入・換金<br>申込不可日            | 以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。<br>・ニューヨークの取引所の休場日<br>・ニューヨークの銀行の休業日<br>・委託会社が別途定める日                                                                                                     |
| 申込締切時間                    | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。<br>※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                             |
| 換金制限                      | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。                                                                                                                         |
| 購入・換金<br>申込受付中止<br>および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの受付けを取消す場合があります。                                                                     |
| 信託期間                      | 2050年4月20日まで（当初信託設定日：2024年7月5日）<br>※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。                                                                                                 |
| 繰上償還                      | 受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。                                                                                                                                           |
| 決算日                       | 毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                 |
| 収益分配                      | 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。<br>※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。                                                                                       |
| 信託金の限度額                   | 3,000億円                                                                                                                                                                              |
| 公告                        | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                        |
| 運用報告書                     | 毎決算後および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。）を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に提供します。                                                                                          |
| 課税関係                      | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。 |

## 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                 |                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額× <u>上限3.3%(税抜 3.0%)</u><br>(手数料率は販売会社が定めます。)<br>※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。 | 《当該手数料を対価とする役務の内容》<br>販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                          |                                                                      |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                 |  |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                     | 運用管理費用の総額＝信託財産の日々の純資産総額× <b>年率1.595%(税抜 1.45%)</b><br>運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。<br>運用管理費用の配分は、以下のとおりです。                                                                                                                         |                                                                 |  |
| 支払先                                                  | 料率                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 《当該運用管理費用を対価とする役務の内容》                                           |  |
| 委託会社                                                 | 年率0.71%(税抜)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 信託財産の運用指図(投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む)、法定開示書類の作成、基準価額の算出等          |  |
| 販売会社                                                 | 年率0.71%(税抜)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 購入後の情報提供、運用報告書 <sup>(注)</sup> 等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 |  |
| 受託会社                                                 | 年率0.03%(税抜)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等                                        |  |
| (注)投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項および第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                 |  |
| その他費用・<br>手数料                                        | 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用、信託財産の管理、運営にかかる費用(目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付、提供および提出にかかる費用等を含みます。日々の純資産総額に対して上限年率0.05%)は、日々費用として計上され、運用管理費用(信託報酬)支払いのときに信託財産より支払われます。また、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。<br>◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。 |                                                                 |  |

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

## 税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期               | 項 目                   | 税 金                                           |
|-------------------|-----------------------|-----------------------------------------------|
| 分 配 時             | 所得税、復興特別所得税<br>および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2025年6月末現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 委託会社、その他関係法人

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 委託会社    | BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等） |
| 投資顧問会社* | ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー        |
| 受託会社    | 三井住友信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理業務等）                 |
| 販売会社    | （募集・販売の取扱い等） 販売会社のご照会先は、下表をご参照ください。         |

\* 委託会社との間で締結される運用委託契約に基づき、マザーファンドの運用の指図権限の一部を「ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー」に委託します。

お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出下さい。

| 金融商品取引業者等の名称                             |          | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
|------------------------------------------|----------|------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第649号  | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| 池田泉州TT証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                     |                     |                        |
| 楽天証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 株式会社SBI証券                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| PWM日本証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第50号   | ○       |                     |                     | ○                      |
| 浜銀TT証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |                     |                     |                        |
| 七十七証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第37号   | ○       |                     |                     |                        |
| 東海東京証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| 岩井コスモ証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○                   | ○                   |                        |
| 十六TT証券株式会社                               | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号  | ○       |                     |                     |                        |
| 明和證券株式会社                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第185号  | ○       |                     |                     |                        |

ご留意事項：●当資料は、ファンドの運用報告に関する資料としてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドは、主として米国の金融商品取引所に上場している株式を投資対象としますので、組み入れた株式の値動きや為替相場の変動等の影響により基準価額は上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。●ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。●お申し込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。